

第3 議会および議員

3-1 議会の役割および責務

議会は ①執行機関の市政運営を監視・けん制し ②市民の意思を広く把握して、政策の形成に反映させるとともに ③議事機関としての責務を自覚して将来展望をもつて活動し ④市民との情報の共有化を図るため、積極的に情報を提供し ⑤議会改革の推進に努めなければなりません。

3-2 議員の責務

議員は ①誠実に職務を遂行し ②積極的な調査研究により、政策提言の充実を図り ③まちづくりに対する自らの考えを明らかにして、その政治責任を果たし ④議会における討議の活性化に努めなければなりません。

3-3 議会事務局機能

議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局機能の充実に努めるものとし、

第4 執行機関および職員

4-1 市長の責務

市長は、石狩市の代表者として、住民の信託に応えるとともに、執行機関と市内の公共的団体がこの条例の趣旨を体現しながら、それぞれの役割を果たすことができるよう必要な総合調整を適切に行わなければなりません。また、市長は、その就任に当たり、この条例の趣旨にのっとり職務を遂行することを、公の場において表明しなければなりません。

4-2 執行機関の責務

執行機関は、①公正かつ誠実に、透明性の向上を図られるよう市政を執行し

②市民の意見を積極的に把握して、市政に適切に反映させるとともに ③市政に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければなりません。

4-3 市職員の責務

市職員は、全体の奉仕者であることを常に自覚し、市民の視点に立って、公正誠実かつ能率的に職務の遂行に努め、市民協働に積極的に取り組まなければなりません。また、市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上と自己研鑽に努めなければなりません。

第5 行政運営の原則

5-1 市政運営の原則

市政の運営は、石狩市の実情を十分踏まえた中で、自主的・自律的に総合的なまちづくりに寄与するよう実施されなければなりません。また、法令等の解釈や条例の制定改廃は、こうした基本姿勢にのっとり、適切に行わなければなりません。

また、その他行政運営上守るべき原則として、「情報公開」「個人情報保護」「総合計画」「行政改革」「行政評価」「財政運営」「組織編成」「職員育成」「行政手続」「危機管理」の10項目を定めます。

第6 協働によるまちづくりの推進

6-1 協働によるまちづくりの推進

協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性と各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとします。また、市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めるとともに、まちづくりを目的として主体的に活動する市民に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、必要な支援を行うことができます。

執行機関は、施策の立案、実施、評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならず、市政の重要事項や市民の関心の高い事項については、その決定前に市民の意見を聴く機会を設け、提出された意見を真摯に検討するための措置を講じなければなりません。また、執行機関は、審議会等に市民の多様な意見を反映するため、委員の公募、男女比率への配慮その他の必要な措置を講じるものとします。

の個人、法人、団体等との協働および連携関係を深め、石狩市のまちづくりをより効果的に進めるよう配慮するものとします。

6-2 行政活動への市民参加の推進

執行機関は、施策の立案、実施、評価の各過程において、適切な市民参加の機会が確保されるよう必要な措置を講じなければならず、市政の重要事項や市民の関心の高い事項については、その決定前に市民の意見を聴く機会を設け、提出された意見を真摯に検討するための措置を講じなければなりません。また、執行機関は、審議会等に市民の多様な意見を反映するため、委員の公募、男女比率への配慮その他の必要な措置を講じるものとします。

7-2 他の自治体等との協力

石狩市は、他の市町村との連携・協力関係の構築に努め、共通する課題の解決を図るとともに、国や北海道に対し、役割分担のもと対等の関係でまちづくりを進める立場から、石狩市のまちづくりに必要な協力を求め、および必要施策の提案等を行うものとします。

付則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

2 この条例の制定に際し、関係する条例の必要な改正を行います。

6-3 地域コミュニティ組織

住民は、協働によるまちづくりを進める上で地域コミュニティ組織が果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するよう努めるものとします。

6-4 住民投票

市は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼすなどの事由で、住民の意思を直接確認した上で決定すべきと判断した事実については、別に条例を定め、住民投票を実施するものとし、市長や議員は、住民投票の結果を最大限尊重しなければなりません。また、投票資格その他住民投票の実施について必要な事項は、その都度別に条例で定めます。

第7 他の自治体等との連携協力

7-1 市外の人々等との連携

市民と市は、必要に応じて、市民以外

自治基本条例市民フォーラム

—みんなで進めるまちづくり—

ぜひご参加ください!

日時 12月15日(土) 13:30~16:30

場所 りんくる

事業内容 ・基調講演「自治基本条例とは何か!」
講師/北海学園大学法学部 教授 佐藤 克廣氏
・「石狩市自治基本条例要綱」説明
・パネルディスカッション
「みんなでつくるこれからの石狩」
パネリスト/石狩市長ほか

石狩市自治基本条例をつくりまします

「自治体の憲法」の アウトライニング

前文

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、先人が営々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を、地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、安心して暮らしていけるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと念願しています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として尊重される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組みとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちなり方を選択し、実践する中で、自主的かつ自律的に進められなければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの取り組みを土台として、

協働のまちづくりをさらに確固たるものとするため、この条例を制定します。

第1 総則

1-1 条例の目的

この条例は、石狩市のまちづくりの基本理念や原則を示すとともに、まちづくりに関する市民の権利と責務、市議会や執行機関の責務と市政運営の原則を定めることで、市民自治に立脚したまちづくりを実現することを目的とします。

1-2 用語の定義

この条例の中で使用する重要な用語の意味を明らかにしています。

「住民」とは、地方自治法という住民と同じく、市内に住民登録または外国人登録がある人、市内に主たる事務所を置く法人をいいます。

「市民」とは、「住民」のほか、市外から市内に通勤、通学、その他の目的で訪れる人や市内で活動する法人や団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指します。

「石狩市」は、自治体としての石狩市を指します。

「市」とは、自治体としての石狩市に



実施中

詳しくは広報11月号P.26をご覧ください

まちづくりの理念やその実現に必要な仕組みなどを定め、「自治体の憲法」とも呼ばれる「自治基本条例」。市では、平成18年度に公募市民による「みんなで作る自治基本条例市民会議」で議論した条例骨子をもとに、条例の設計図である「要綱」を策定しました。次の記載は「要綱」のアウトラインを示したもので、12月28日までパブリックコメント等で市民の皆さんの意見を広く聴いた上で、最終的な条例案を策定し、議会に提出することとしています。

置かれている議事機関の議会と市長や教育委員会などの執行機関を総称したものです。

「まちづくり」とは、石狩市が目指すべきまちの姿の実現につながるような公共的な活動を総称したものです。

「協働」とは、まちづくりにかわる複数の主体が、共通の目標を達成するために、それぞれの役割を果たしながら、相互に補完し、協力することをいいます。

「地域コミュニティ組織」とは、町内会や自治会など、石狩市内の一定の地域を活動範囲とし、その地域の関心事、課題等を解決するために活動する市民組織をいいます。

1-3 条例の位置付け

この条例は、石狩市のまちづくりに関する最上位の条例として位置付けるとともに、他の条例、計画等についてもこの条例と整合を図るようにしています。また、社会情勢や経済情勢の変化により、条例の見直しの必要性が生じた際は、遅滞なく改正することを明らかにしています。

1-4 まちづくりの基本原則

石狩市のまちづくりの基本原則は

① 市民が主役となり、市や市民同士が協働して、まちづくりの取り組みを展開すること(協働) ② まちづくりに関する情報を地域で共有すること(情報共有) ③ 将来にわたって持続できるようなまちづくりを進めること(持続可能性の確保)の3つとします。

第2 市民

2-1 市民の権利

市民は、まちづくりの主体として、平等にまちづくりに参加できるとともに、市政に関する情報を知り、市政に関する情報について分かりやすく整理された形で説明を求めることができます。

また、市民は、安全で安心して暮らせる環境を求めることができます。

2-2 市民の責務

市民は、まちづくりの主体として、その役割を自覚するとともに、お互いを尊重しつつ、協働のまちづくりに参加するよう努めるものとします。また、市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言または行動に責任を持つものとします。